

## 二セコ町景観条例・施行規則等のR2年度改正（案）について

## 改正概要

昨年度から検討していた設計者等の氏名公表について、審議会からは了承を得ていたが、弁護士に相談したところ、規則改正のみでは法的に難しいことがわかり、条例から改正するものである。また、これまで運用や解釈の中で、事業者をお願いしていたことや今後の景観条例のあり方を踏まえて改正するものである。

## 改正点（案）

- ① 氏名等の公表対象について、設計者等（設計者・施工者）を追加。  
設計者等の立場を明確化する必要がある。  
用語の定義、設計者等の責務を追加。開発事業者に設計者等を追加。
- ② 工作物に風力発電設備及び太陽電池発電設備を加え、協議対象として明文化。
- ③ 建築物・工作物の協議対象に一団の取り扱いを明文化。
- ④ 同一事業者の取り扱いについて、協議逃れを防ぐため、一団の開発事業の判断基準を別に定め、同一事業者の表現を削除。
- ⑤ 説明会の開催に併せて、資料の公開を追加。
- ⑥ 説明会の開催、資料の公開については、ただし書き規定を追加。  
開発事業が景観上の影響が軽微と町長が認める場合は要しない規定。
- ⑦ 説明会の再開催、資料の再公開を追加。
- ⑧ 同意後、一定期間以上未着手の事業については再協議とする内容を追加

## 条項の説明

条例第2条第3号：設計者等（設計者と施工者）の定義を追加し明文化。以降、号番号変更。

第2条第7号：風力発電設備及び太陽電池発電設備を「キ」「ク」に追加し明文化。

第6条の2：設計者等（設計者と施工者）の責務を追加。

第8条第3項：文言の修正。「別に定める」を「規則で定める」に改める。

第20条：対象条文の修正。前条の後に「第2項」を加える。

第28条：開発事業者に事業主のほか設計者等を追記。

第28条第1号及び第2号：建築物及び工作物における開発事業に、一団の規定を追記。

第28条第4号及び第5号：同一事業者について別に定めるため、条文中から「同一事業者が」を削除。

第28条第6号：景観地区内における協議対象面積の読み替え規定について、土地の形質変更に関するものと併せて、土地の分割販売に関するものを対象とするため、条文順序を入れ替え。

第29条：文言の修正。「行なうものとする」を「行なわなければならない」に改める。

第29条第2項：文言の修正。「開発事業者は、前項の調査を行うに際しては、その内容についてあらかじめ町長と協議するとともに、終了後は町長に対して報告書を提出しなければならない」に改める。

第 30 条：説明会開催について景観上の影響が軽微な開発事業と町長が認めた場合の除外規定を追記。ただし書き規定で追記。

第 30 条第 3 項：文言の修正。「立ち会わず」を「立ち合わせる」に改める。

第 30 条第 5 項：説明会の結果を受け、町長が必要と認めた場合の説明会再開規定を追加。

第 30 条の 1：説明会開催と併せて、資料の公開規定を追加。

第 30 条の 1 第 2 項：資料の公開の前日までに、関係住民等への周知と町長への通知規定を追加。

第 30 条の 1 第 3 項：資料の公開期間（説明会開催から 14 日間）を追加。

第 30 条の 1 第 4 項：資料公開期間中に、関係住民等が意見を述べる機会を追加。

第 30 条の 1 第 5 項：関係住民等の意見への対応を追加。

第 30 条の 1 第 6 項：資料公開結果の町長へ報告を追加。

第 30 条の 1 第 7 項：資料公開の結果を受け、町長が必要と認めた場合の資料再公開規定を追加。

第 33 条第 5 項：協議同意通知から 3 年以内に当該開発事業に着手しない場合の再協議規定を追加。

第 37 条第 2 号：第 30 条第 5 項の追加に併せて、条文中に第 5 項を追記。

第 37 条第 3 号：第 30 条の 1 の追加に併せて、資料の公開を行わないときを追加。以降、号番号変更。

第 21 条、第 30 条第 4 項、第 39 条第 1 号、第 39 条第 2 号、第 41 条、第 41 条第 2 項、第 52 条、第 52 条第 2 項、第 54 条：「行なう」等を「行う」等に文言修正。

附則：施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。また施行前に着手している開発事業及び表示している屋外広告物について経過措置を規定。

施行規則第 3 条：条例条項番号変更に併せ、本文中「第 8 号」を「第 9 号」に改める。

第 20 条第 3 項第 2 号：景観地区内における認定申請が必要な建築物は、その申請前に協議を行うことを追加。

第 20 条第 3 項第 3 号：景観地区内における認定申請が必要な工作物及び許可申請が必要な開発行為は、その申請前に協議を行うことを追加。以降、号番号変更。

第 20 条第 3 項第 5 号：対象条項追加に伴い、「前 2 号」を「前 4 号」に改める。

第 23 条の 1：条例第 30 条の 1 の資料の公開の追加に伴い規定。第 1 項では第 2 項に規定する関係住民等への公表について追加。

第 23 条の 1 第 2 項：資料の公開に必要な函書の追加。関係住民等及びその他の住民への公開について追加。

第 23 条の 1 第 3 項：資料の公開結果の報告様式の追加。

第 24 条第 3 号：対象条文の修正。景観地区の前に「条例第 2 条第 12 号に規定する」を加える。

第 15 条、第 21 条第 5 号、第 21 条第 6 号：「行なう」を「行う」に文言修正。

附則：施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

別表 1-2：規則第 23 条の 1 に規定する資料の公開の函書を追加。

様式：押印手続き省略による変更。

指導審査基準第3：資料の公開について追加。説明会と併せて「説明会等」とする。

第3(1)：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

第3(2)：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

対象条文の修正。規則23条の後に「第1項」を加える。

第3(2)イ：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

第3(2)エ：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

第3(3)：資料の公開方法について追加。

第3(3)ア：関係住民等への公表方法について追加。

第3(3)イ：関係自治会の長等への説明及び協力依頼について追加。

第3(3)ウ：自治会の協力時における開発事業者の通知等の省略規定について追加。

第3(3)エ：関係住民等以外への公開方法について追加。

第3(4)：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

第3(4)イ：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

第5(1)：開発事業における一団の判断基準について追加。以降、番号変更。

第5(1)ア：一団の判断基準である行為主体の同一性を追加。

第5(1)イ：一団の判断基準である利用目的の一体性を追加。

第5(1)ウ：一団の判断基準である物理的位置関係を追加。

第5(1)エ：一団の判断基準である時期的関係を追加。

第1、第2(2)、第2(4)、第3(2)、第4(4)：「行なう」等を「行う」等に文言修正。

附則：施行期日は、令和3年4月1日とする。

別記第1号様式：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

文中、「説明会の開催」の後に「及び資料の公開」を加える。

留意事項4として、「資料の公開にあたっては、関係住民のほか、その他の住民に対しても公開してください。」を追加。以降、番号変更。

別記第2号様式：資料の公開追加により「説明会」から「説明会等」に改める。

文中、「説明会を開催」を「説明会の開催及び資料の公開を」に改める。また「行なう」を「行う」に文言修正。

#### 改正スケジュール（案）

2020.9	2020.10	2020.11	2020.12	2021.1	2021.2	2021.3	2021.4
審議会	条例案作成・リーガルチェック			審議会	縦覧	定例議会	施行

2021.1.28 都市計画審議会にて協議

2021.2.5～2021.2.18 パブリックコメント実施

2021.2.21 パブリックコメントによる意見に対する回答

2021.2 下旬 法令審査会にて審議

2021.3 中旬 定例議会にて審議

可決されたら告示

2021.4.1 改正条例施行